

指定病院等における 不在者投票事務の手引

江津市長選挙及び江津市議会議員一般選挙

(令和8年5月31日執行)

【投票用紙の色】

市長選挙	・・・・・・・・	桃色
市議会議員一般選挙	・・	白色



江津市選挙管理委員会

電話：0855-52-7499

FAX：0855-52-0662



江津市PRキャラクター

人麻呂くん♡よさみ姫

目 次

1. はじめに	2
2. 不在者投票制度とは	2
3. 指定病院等とは	2
4. 不在者投票をすることができる者は	2
5. 不在者投票のできる期間は	3
6. 不在者投票を管理するのは誰か	3
7. 不在者投票管理者の主な仕事は	4
8. 投票記載場所の設備は	5
9. 不在者投票の手続は	5
10. 投票には投票立会人の立会が必要である	8
11. 不在者投票における公正確保（外部立会人の努力義務等）	8
12. 不在者投票の送致	9
13. 記録の作成について	9
14. 所要費用について	10
15. 所要費用の請求について	11

凡 例

この手引において左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲げる略称を用いた。

用 語	略 称
公 職 選 挙 法	法
公職選挙法施行令	令
公職選挙法施行規則	則



1. はじめに

この手引に書かれている不在者投票の事務手続は、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

2. 不在者投票制度とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」（法44条1項）とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所で交付される。」（法45条1項）ことになっています。

しかし、選挙人の中には、病院に入院しているとか、船に乗って航海に出てしまう等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙の当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができないと見込まれる人がいます。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には不在者投票のできる人（法48条の2第1項該当者）が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的な仕組みです。

3. 指定病院等とは

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院（医療法にいう病院、ただし介護老人保健施設も含む。）、老人ホーム（老人福祉法にいう養護老人ホーム等）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にいう被爆者を入所させる施設）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設等）及び保護施設（生活保護法にいう救護施設等）をいいます（令55条2項）。

4. 不在者投票をすることができる者は

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。

- ・不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
 - ・選挙人名簿に登録されていること。
- (2) 指定病院等に入院中又は入所中であること。
- (3) 選挙の当日、次のいずれか1つに該当すると見込まれる者であること。
- ア. 歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること（法48条の2第1項2号）
 - イ. 疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい若しくは産褥にあるため、歩行が困難であること（法48条の2第1項3号）
- (注) A. 指定病院等で不在者投票のできる人は、入院患者及び入所者に限られています。通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票をすることはできません。
- B. 選挙の当日歩行の容易な入院患者・入所者は、入院（入所）中の指定病院等がその選挙人の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域内にあるときは、その病院等で不在者投票をすることはできません。

5. 不在者投票のできる期間は

不在者投票のできる期間は、選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日までです。したがって、江津市長選挙及び江津市議会議員一般選挙についての不在者投票のできる期間は、令和8年5月25日（月）から5月30日（土）までです。
なお、時間は午前8時30分から午後5時までです（法270条）。

6. 不在者投票を管理するのは誰か

- (1) 不在者投票管理者（法49条、令55条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるように配慮しなければなりません。その役目は、不在者投票の場所において
- ① 不在者投票事務に関する手続きのすべてについて最終的な決定を行い、
 - ② 不在者投票事務に従事する人を指揮監督することです。
- (2) 指定病院等における不在者投票管理者には、原則として、その当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保

護施設の長等（以下「指定病院の院長等」という。）がなります（令55条2項、4項2号）。

(注) A. 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場合は、指定病院の院長等の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となることになっています（令55条の8項、9項）。

B. 指定病院の院長等に事故があったり欠けた場合も同じです（令55条9項）。

C. 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法135条2項）。

D. 一般の不在者投票制度のほかに、郵便等による不在者投票制度があります。

これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人もしくは介護保険法に規定する要介護者（要介護5のみ）のうち、あらかじめ本市選挙管理委員会から、郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人本人が、自ら投票用紙及び郵便等による不在者投票用封筒の交付を本市選挙管理委員会委員長に請求し、自宅等の現在する場所で投票を記載した後、本市選挙管理委員会の委員長に直接郵便等をもって送付する制度です。

この場合、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院の院長等が不在者投票管理者となつて行う不在者投票ではありません。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等による不在者投票の手続をしないで、指定病院等における不在者投票を行う場合は指定病院の院長等が当然に不在者投票管理者となります。

7. 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等には不在者投票管理者として次のような事務を処理していただくこととなります。

事前に担当者と日程（投票の意思確認、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致等）、場所などについて、十分な打合せを行ってください。その際には、DVD「指定施設での不在者投票の実施方法」（都道府県選挙管理委員会連合会作成）を活用してください。

(1) 入院又は入所中の選挙人の依頼（P12記載例1参照）によって、その選挙人に代

わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下、「投票用紙等」という。）の交付を、本市選挙管理委員会に請求すること（令50条4項）。

(2) 上記(1)によって投票用紙等の交付を受け、これを選挙人に渡すこと（令53条4項）。

(3) 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙等及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること（令58条1項、2項）。

(4) 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人に選び、立ち合わせること（令58条3項）。

(5) 不在者投票記載所の設備をすること（令58条4項）。

(6) 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定すること（令58条4項）。

(7) 不在者投票を本市選挙管理委員会に送致すること（令60条1項1号）。

8. 投票記載場所の設備は

(1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければならないこと（令58条4項）。

(2) 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示することができないので、掲示してあるときは撤去しておくこと（法143条3項、法145条1項、法201条の11第6項、法201条の13第1項）。

なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、本市選挙管理委員会から送付する選挙公報や候補者の氏名等一覧表によって、候補者の氏名の周知を図ってください。

9. 不在者投票の手続は

(1) 投票用紙等の請求の方法

投票用紙等を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります（P14別表1参照）。

(注) 市長選挙と市議会議員一般選挙が同時に行われますが、特別の事情がない限り両選挙の投票用紙を同時に請求するようにしてください。

ア. 投票用紙等の請求先は

本市選挙管理委員会委員長に対して、選挙期日の告示日前から選挙期日の前日

までに請求することができます。

イ. 請求にはどんな文書が必要か

請求は直接又は郵便等によって行うことになっています。

① 選挙人自らが請求する場合

- (ア) 選挙の当日、不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書
- (イ) 指定病院等で投票する旨の申立書（指定病院等の名称を明記した書面）
- (ウ) 船員の場合は(ア)(イ)のほか本市選挙管理委員会発行の選挙人名簿登録証明書

② 指定病院等の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

- (ア) 投票用紙等交付請求書（P13記載例2参照）
(指定病院の院長等の押印は必要ありません。)

※請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（P16様式1-2号）を添付してください。

- (イ) 船員の場合は(ア)のほか選挙人名簿登録証明書

ウ. 点字で投票しようとする場合

視覚障がい者である選挙人が点字によって投票しようとする場合は、選挙人自らが請求するときはその旨の申立を、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求するときには、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（P16様式1-2号）の備考欄にその旨を記載することになっています。

エ. 投票用紙等の交付を受けたら

投票用紙等の交付を受けたら、種別・数量を必ず点検するとともに、保管は鍵のかかる金庫などで行い、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってください。
また、鍵は厳重に管理してください。

(2) 不在者投票の方法

ア. 不在者投票をさせる前にしなければならないことは

- (ア) 投票用紙等の点検（令58条1項）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人本人であるかどうかを確認すること。

投票用紙は、江津市長選挙については桃色の用紙に黒色インク、江津市議会議員一般選挙については白色の用紙に黒色インクで印刷したものをそれぞれ使用します。

(イ) 候補者の氏名等が記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名等がすでに記載してある場合は、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を返還し、本市選挙管理委員会委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたいうえ、所定の不在者投票を行わせること。

(ウ) 不在者投票証明書の特検（令58条2項）

（本市選挙管理委員会委員長に選挙人自らが請求した場合のみ）

- ① 不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを特検してください。
- ② 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。
- ③ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等とが一致するかどうか確認し、一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

イ. 投票するときの手続（令58条1項）

(ア) 投票の記載場所において、投票用紙に候補者の氏名を自書させ、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をさせたいうえ、**外封筒の表面に署名**をさせて提出させること。

(イ) 不在者投票用外封筒の署名を忘れて、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。

(ウ) 不在者投票用外封筒の署名の下に捺印するとか、不在者投票用封筒を印をもって封緘する必要はありません。

(エ) 点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の署名は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせること。

(オ) **代理投票**を希望する者がいるとき（P14別表1参照）

- ① 選挙人が心身の故障等のため候補者の氏名を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。
- ② 代理投票をさせるときは、立会人の意見を聴いて**補助者2人**を決め、その1人の立会の下に、他の1人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票

用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し直ちに提出させること。この場合、不在者投票用外封筒の表面に選挙人に代わって代理で候補者の氏名を記載した者は、代理記載人として名前を書かないこと（これを書くのは代理投票の仮投票の場合のみ）。

なお、**代理投票の補助者は、事務従事者から定めなければなりません（選挙人の家族や前記7の(4)の立会人が補助者となることはできないことに注意してください）。**

③ 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

④ 代理投票の仮投票をさせる場合

I 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき

II 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、さらにその者（補助者）の氏名を表面中下段に「代理記載人〇〇〇」と記載させて提出させること。

(カ) ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

10. 投票には投票立会人の立会が必要である

不在者投票管理者は、**不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません（令58条3項）。**立会人は、不在者投票管理者及びその補助者（事務従事者）、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

11. 不在者投票における公正確保（外部立会人の努力義務等）

(1) 不在者投票管理者は、本市選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるこ

とその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

なお、外部立会人の選定については、本市選挙管理委員会へなるべく早くご相談ください。

(2) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります（法255条1項）。

(3) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない（法135条2項）とされており、**選挙人に疑念を抱かれることのないよう適正な管理執行に努めてください。**

なお、指定病院等の廊下、エレベーター等の共用部分に候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスターを掲示できない期間中（任期満了の六月前日から選挙期日まで）ですので、特に留意してください（法143条16項）。

12. 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合、不在者投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに不在者投票管理者を記名し、かつ、立会人に署名させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に不在者投票管理者を記名して印を押し、直ちにこれを本市選挙管理委員会に送致し、又は速達等を用いた郵便等をもって送付しなければなりません（令60条）。この場合、不在者投票用外封筒に投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名（ゴム印ではなく必ず自書）を忘れたりすると、その投票は受理されないこととなるので注意してください（P19不在者投票用外封筒記載例を参照）。

13. 記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長等又はその代理人の職・氏名、事務補助者の職・氏名、立会人の氏名、投票をした選挙人の氏名、代理投票をさせたときは代理投票をした選挙人の氏名及びその補助

者の氏名、その他必要と認める事項等を「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（P15様式1-1号）」に記録し、保管しておいてください。

なお、投票用紙等の請求、交付、送付及び送致の経過を記録した「不在者投票記録簿（P17様式2号）」を作成し、保管しておいてください。

14. 所要費用について

指定病院等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求によって選挙人1人につき1,236円を本市において負担します（法264条）。

請求の手続きについては、投票用紙等を送付時に通知しますが、「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（P15様式1-1号）」の写しを請求書に添付してください。

また、指定病院等の不在者投票管理者が、**本市選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせ、報酬、旅費等を支給した場合（報酬等を支給しない本市選挙管理委員会の職員等を投票に立ち合わせた場合を除く）**に、1日につき12,400円を上限としてその経費を本市が負担します。

なお、1日のうちの一部の時間について従事した場合は、以下の「外部立会人の経費算定表」を参照してください。（この上限額は、旅費を含んだ金額です。）

また、1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

外部立会人の選定を依頼される際は、依頼文（P18参考様式）等により、本市選挙管理委員会へ早めにご相談ください。

※外部立会人の経費算定表（上限額は旅費を含んだ金額）

従事時間	上限額
1時間以下	1,459円
2時間以下	2,918円
3時間以下	4,376円
4時間以下	5,835円
5時間以下	7,294円
6時間以下	8,753円
7時間以下	10,212円
7時間を超える時間	12,400円

15. 所要費用の請求について

不在者投票事務に要した経費は、選挙終了後速やかに（概ね2週間以内に）本市選挙管理委員会へ請求してください。

請求書には、「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（P15様式1-1号）」の写しを請求書に添付することとなりますが、ユニット型など併設する複数の施設が同じ場所で同時に不在者投票を行う場合であっても、このてん末書はそれぞれの施設ごとに別々に作成し、請求も施設ごとに行ってください。同様に同一法人内に投票を行った施設が複数あり請求者が同一法人である場合においても、請求書の作成は施設ごとに行ってください。

依 頼 書

私は、令和 8 年 5 月 31 日執行の 江津市長選挙 及び 江津市議会議員一般選挙 の投票を当施設で行いたいのので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼いたします。

令和 8 年〇〇月〇〇日

(施設名) 長

〇 〇 〇 〇 様

(選挙人)

住 所 江津市〇〇町〇〇〇〇

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日 〇年〇月〇日 (男・女)

※ 投票用紙等の交付の請求を依頼しない選挙がある場合は、当該選挙名を二重線で抹消すること。

投票用紙等交付請求書

別記の選挙人は、令和 8 年 5 月 31 日執行の 江津市長選挙 及び 江津市議会議員一般選挙 の当日、当施設にいるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項の規定による依頼があったので、別記選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 8 年〇〇月〇〇日

(住所) 〇〇市〇〇町〇〇番地

(氏名) (施設名) 長 〇 〇 〇 〇

江津市選挙管理委員会委員長 様

- ※ 投票用紙等の交付の請求を依頼しない選挙がある場合は、当該選挙名を二重線で抹消すること。
- ※ 請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式 1 - 2 号）の太枠へ必要事項を記載し、請求書に添付してください。